

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年12月25日(2008.12.25)

【公表番号】特表2008-518728(P2008-518728A)

【公表日】平成20年6月5日(2008.6.5)

【年通号数】公開・登録公報2008-022

【出願番号】特願2007-540137(P2007-540137)

【国際特許分類】

A 6 1 B 17/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 17/00 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】平成20年11月6日(2008.11.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

血管内の血餅を捕捉するためのフィルタ(20)において、
ワイヤガイドを受け入れて通す通路(43)を有するハブ(42)と、
前記フィルタ(20)が前記血管内に配備されるときに、前記ハブ(42)から伸張し、
前記フィルタ(20)を前記血管に固定する各フック(52)で終端をなす複数の一次
支柱(38)と、

前記ハブ(42)から伸張している複数の二次支柱(40)であって、前記フィルタ(20)が前記血管内に配備される際に前記血管の内側と係合して前記フィルタ(40)を前記血管の中心に位置決めする、複数の二次支柱(40)と、
を備えているフィルタ。

【請求項2】

前記ハブ(42)には、前記フィルタを前記血管から取り出すための溝(45)が設け
られている、請求項1に記載のフィルタ。

【請求項3】

前記一次支柱(38)と前記二次支柱(40)のそれぞれは、前記ハブ(42)に収納
された固定端を含んでおり、前記一次支柱と前記二次支柱の固定端は、束にして一体に固定され、前記通路(43)を通って伸張する中心軸線(44)を画定しており、前記中心
軸線(44)は、前記フィルタ(20)がそれ自身を前記血管内で中心に位置決めしたと
き、前記血管を通って伸張する長手方向軸線と実質的に平行である、請求項1又は2に記
載のフィルタ。

【請求項4】

前記フィルタ(20)は、潰れた形態と展開した形態を有しており、前記フィルタ(20)
は、前記血管内に配備される際、前記潰れた形態から前記展開した形態に広がり、前
記二次支柱(40)は、前記フィルタがその展開した形態に広がる際に、前記フィルタを
中心に位置決めする、請求項1又は2に記載のフィルタ。

【請求項5】

前記一次支柱(38)と二次支柱(40)は、前記フィルタが前記展開形態にあるとき
にはネットを形成して、血餅を捕捉する、請求項3に記載のフィルタ。

【請求項6】

前記フック(52)には、前記血管の内壁と係合する返し(54)が設けられている、請求項1又は2に記載のフィルタ。

【請求項7】

前記一次支柱(38)は、形状記憶合金で作られている、請求項1又は2に記載のフィルタ。

【請求項8】

前記二次支柱(40)は、形状記憶合金で作られている、請求項1又は2に記載のフィルタ。

【請求項9】

前記一次支柱(38)は、前記通路の周りに周方向に間隔を空けて配置されており、前記一次支柱の間の前記間隔は実質的に等しい、請求項1又は2に記載のフィルタ。

【請求項10】

対になった二次支柱(40)が、各対ごとに間隔を空けて配置された一次支柱の、それぞれの間に周方向に配置されている、請求項9に記載のフィルタ。

【請求項11】

一次支柱(38)は、二次支柱の各対の間に配置されている、請求項9に記載のフィルタ。

【請求項12】

前記複数の一次支柱(38)は、4本の一次支柱である、請求項1又は2に記載のフィルタ。

【請求項13】

前記複数の二次支柱(40)は、8本の二次支柱である、請求項1又は2に記載のフィルタ。